

香取市国際交流協会規約

(名称)

第1条 本会は、香取市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協会は、世界に開かれたまちづくりのための国際交流事業を推進し、諸外国との相互理解、友好親善に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流・協力に関する事業の計画及び実施
- (2) 国際交流・協力に関する情報、資料の収集及び普及
- (3) 国際交流に関する諸団体との協力
- (4) 国内交流に関すること
- (5) 香取市国際化推進ボランティア登録制度に関すること
- (6) その他目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 協会は、第2条の目的に賛同した個人会員並びに団体会員及び法人会員をもって組織する。

- 2 会員となる者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

(役員)

第5条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名
- (4) 理事 50名以内（常任理事10名以内を含む）
- (5) 監事 2名

- 2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員が欠けた場合における補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(顧問)

第6条 協会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

(役員選出方法)

第7条 会長、副会長及び会計（以下「三役」という。）は、総会において選任する。

- 2 理事及び監事は、関係団体の代表、部会の代表、その他会員の中から理事会の推薦を経て総会において選任する。常任理事は、理事の中から互選によって選出する。

(役員職務)

- 第8条 会長は、協会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - 3 会計は、協会の会計を処理する。
 - 4 理事（常任理事を含む）は、協会の会務を処理する。
 - 5 監事は、協会の会計を監査する。

(会議)

- 第9条 協会の会議は、総会、理事会及び運営会議とし、議長は会長が務める。

(総会)

- 第10条 総会は、年1回会長が招集する。ただし、会長又は理事会が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。
- 2 総会に付議する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業計画及び事業報告
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 規約の改正
 - (4) 役員を選任
 - (5) その他会長が必要と認める事項
 - 3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

- 第11条 理事会は、三役及び理事をもって構成し、会長が招集する。
- 2 理事会において審議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) 総会運営の基本に関わる事項
 - (3) 会長が特に必要と認める事項
 - 3 前条第3項の規定は、理事会について準用する。

(運営会議)

- 第12条 事業活動を円滑に推進するため、運営会議を置くことができる。
- 2 運営会議は会長、副会長、会計、常任理事及び部会長、副部会長をもって構成する。
 - 3 運営会議で決定する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業計画及び予算に基づく協会の具体的事業の執行に関すること
 - (2) 各部会間の活動調整に関すること
 - (3) その他理事会に付議する必要のない事項

(部会)

- 第13条 会長は、協会の事業活動を円滑に運営するため、理事会の同意を得て、協会に次の部会を置くことができる。

- (1) 言語学習部会
 - (2) 交流部会
 - (3) 総務・研修部会
 - (4) 通訳ガイドボランティア部会
- 2 部会は、協会事業の具体化のため、各々の所管に基づき、企画立案及び実施にあたる。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、理事の中から会長が任命する。
- 4 部会は、部会長が会員の中から任命する者をもって構成する。
- 5 部会長は、必要に応じ部会に特別委員会を設けることができる。
- 6 部会は、部会長が必要に応じ招集し、会議の議長となる。

(経費)

第14条 協会の経費は、会費、寄附金及び補助金その他の収入をもってあてる。

(会費)

第15条 協会の会費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | | |
|---------------|----|---------|
| (1) 個人会員 | 年額 | 2,000円 |
| (2) 法人会員・団体会員 | 年額 | 20,000円 |
| (3) 学生 | 年額 | 1,000円 |

(会計年度)

第16条 協会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(事務局)

第17条 協会の事務を行うため、事務局を設置する。

- 2 事務局は、局長その他の職員をもって構成する。
- 3 事務局の職員は、会長が任命する。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成16年3月29日から施行する。

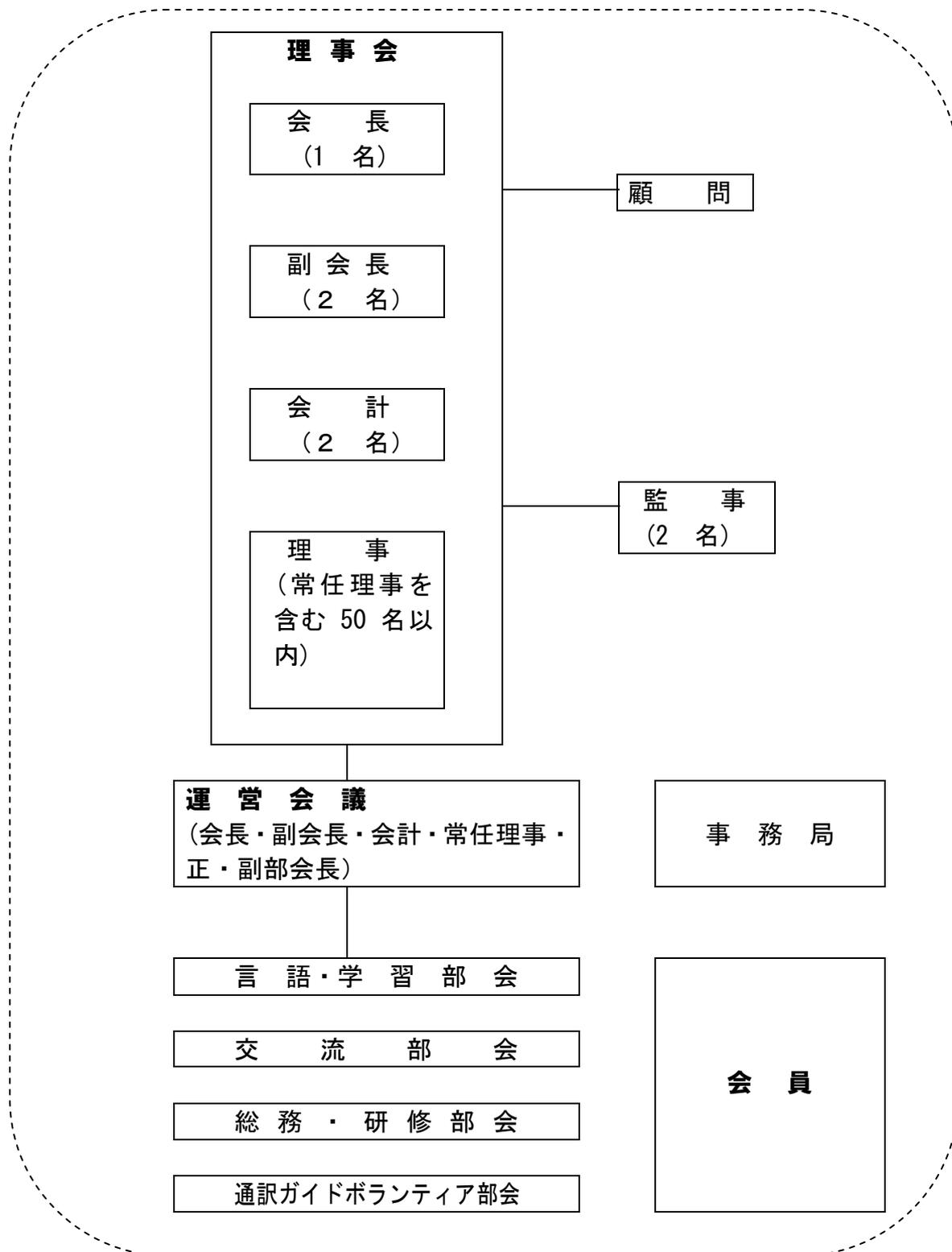
附 則

この規約は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年7月12日から施行する。

香取市国際交流協会組織図



香取市国際化推進ボランティア登録者